

## モンゴル国の法律

2021年12月30日

国会議事堂、ウランバートル市

## 遺伝資源に関する法律

## 第一章

## 一般規定

## 1 第1条 法律の目的

1.1. 本法の目的は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の登録、保管、保護、研究開発、利用及び利益を規制することである。

## 2 第2条 遺伝資源に関する法律

2.1. 遺伝資源に関する法律は、モンゴル憲法、環境保護法、森林法、天然植物法、動物相法、GMO法、天然資源利用料法、民法、本法、及びこれらの法律に準拠して制定されたその他の決議により成り立つ。

## 3 第3条 法律の範囲

3.1. この法律は、植物、動物、微生物に由来する遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識に関し適用される。

3.2. 本法は、人の遺伝資源、及び動物の遺伝資源に関する法律によって規制される内容には適用されない。

3.3. モンゴル国の国際条約で本法以外の規定をする場合、国際条約の規定が優先されるものとする。

## 4 第4条 法律用語の定義

4.1. 本法で利用される以下の用語は、以下の意味で理解するものとする。

4.1.1. 「動物」とは、環境保護法第3条第2項第4号に規定されている物を意味する。

4.1.2. 「生物資源」とは、遺伝資源及び実際の価値または潜在的な価値のある生態系の生物成分を意味する。

4.1.3. 「生物文化記録」とは、市民が地元の遺伝資源、及びそれに関連する伝統的知識を特定し、それを他の人が利用させるための条件について合意した文書を意味する。

4.1.4. 「バイオテクノロジー」とは、生物学的システム、生物、またはそれらの派生物を利用して、特定の目的のために製品またはプロセスを作成するテクノロジーを意味する。

4.1.5. 「生物探査」とは、商業目的で生物の多様な遺伝資源を検索及び研究するプロセスを意味する。

4.1.6. 「微生物」とは、肉眼では見えない単細胞及び多細胞の生物及びウイルスを意味する。

4.1.7. 「遺伝素材」とは、植物、動物、微生物、またはその他の供給源に由来する遺伝的構造、または活動の元となる成分を意味する。

4.1.8. 「遺伝資源」とは、実際の価値または潜在的な価値を含む遺伝素材または派生物を意味する。

4.1.9. 「遺伝資源の利用」とは、研究及び利益を目的とした遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の発見、収集、研究開発、製品開発の活動を意味する。

4.1.10. 「遺伝資源に関連する伝統的知識」とは、口頭、書面、またはその他の形式で受け継がれた生物資源の特徴、及びそれらの利用に関する知識、方法、実践を意味する。

4.1.11. 「遺伝資源素材移転契約」とは、遺伝資源の物理的サンプル、標本、材料、及び派生物を利用または保管のために特定の条件下で移転する契約を意味する。

4.1.12. 「遺伝子データベース」とは、生物、臓器、組織、細胞、培養物、及び遺伝物質の物理的及び電子的な情報データベースを意味する。

4.1.13. 「国際情報交換センター」とは、生物多様性についての条約であり、遺伝資源及びその利用による利益を公正かつ公平に分配することに関する名古屋議定書（以下「名古屋議定書」という）の規定を遵守するため、加盟国の間で用いられている遺伝資源と遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用に関して情報交換するシステムを意味する。

4.1.14. 「植物」とは、環境保護法第3条第2項第3号に規定されているものを意味する。

4.1.15. 「事前の同意」とは、遺伝資源に関連する伝統的な知識を利用させるために所有者によって与えられた公式の許可を意味する。

4.1.16. 「相互に合意する条件」とは、遺伝資源と遺伝資源に関連する伝統的知識の利用、及びそれらを利用する事によって得られる利益を得る条件について明確にする遺伝資源と遺伝資源に関連する伝統的知識の保有者と利用申請者との間の協定を意味する。

4.1.17. 「誘導体」とは、遺伝的活動または代謝の結果として自然界に存在する生化学的化合物を意味する。

## 5 第5条 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する活動で遵守する原則

- 5.1. 国家は、遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識を利用する際に以下の原則に従うものとする。
  - 5.1.1. 調査、分析、高度な技術、テクノロジー、革新に基づく。
  - 5.1.2. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を保護し、適切に利用する。
  - 5.1.3. 決定と活動はオープンで透明でなければならない。
  - 5.1.4. 利益を公正かつ公平に享受すること。

## 6 第6条 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の所有者

- 6.1. モンゴルの領土に由来する遺伝資源は国有財産である。
- 6.2. 遺伝資源に関する伝統的知識の相続人は、その知識について本法10.1に定める情報データベースに登録し、所有者によって定められる申告を裏付ける証明とともに、自然環境を担当する中央行政機関（以下「中央行政機関」という）に提出しなければならない。
- 6.3. 遺伝資源に関連する伝統的知識の所有者は、本法の14.5に定められた手順に従い政府の中央行政機関によって決定され、その知識が一般的に用いられている、あるいは所有者を明確にすることができない場合は政府が所有者となる。
- 6.4. 本法に定められた条件と手順に従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識を研究し、生物探査を実施し、利用する権利を法人に付与する事ができるものとする。
- 6.5. 本法で指定された特別ライセンスなしに、遺伝資源に関連する伝統的な知識を明示、生物調査の実施、情報データベースに未登録での利用、他人への配布、販売、または利益を得ることは禁止する。

## 第2章

### 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する活動の調整

## 7 第7条 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する政府の政策

- 7.1. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を登録、保護するための活動を実施する。
- 7.2. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の革新のための研究と製品開発を支援する。
- 7.3. 遺伝資源、伝統的知識、バイオテクノロジーを専門とする人員を準備する。
- 7.4. 政府、科学、民間協力を支援し、高度な技術、テクノロジー、革新に基づく経済的に効率的な生産を開発する。

## 8 第8条 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関連する活動を実施する組織

- 8.1. 中央行政機関は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関し以下の全権限を行使するものとする。
  - 8.1.1. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する法律の実施を組織する。
  - 8.1.2. 本法で指定されている事前の同意、生物文化記録、特別ライセンス、相互に合意する条件、遺伝資源素材移転協定、原産地の地理的証明のモデルを承認する。
  - 8.1.3. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関する特別ライセンス（以下「ライセンス」とする）を発行及び取り消す。
  - 8.1.4. 絶滅が危惧される遺伝資源を含む非常に希少な、在来の動植物資源のリストを承認し、保護計画を作成して実施する。
  - 8.1.5. 遺伝資源のモンゴルの国境通過のための許可の発行、取り消し。
  - 8.1.6. 本法16.1で指定されている相互に合意する条件の情報データベースへの登録、その実施の監視、相互に合意する条件の機密性の維持。
  - 8.1.7. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を利用して得られた製品の価格、需要、ニーズ、見通しの調査。
  - 8.1.8. 遺伝資源の分配、分類学的研究、資源評価の実施。
  - 8.1.9. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の研究、目録の作成、登録。
  - 8.1.10. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の保護、研究、利用に関連する活動の監視、関係者から情報及び報告を入手すること。
  - 8.1.11. 生物学的研究の成果、革新、利益を得る前後の関係する情報をライセンス所有者から入手する。
  - 8.1.12. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する情報を得る公共の場を組織し、支援し、法律を周知する。
  - 8.1.13. 名古屋議定書のコーディネーターを務め、国際情報交換センターと連絡を取る。

- 8.1.14. 本法第9条で指定された専門家評議会の結論、勧告について話し合い、関連する決定を行うこと。
- 8.1.15. 8.1.15 法律によって制定されるその他の権限。
- 8.2. 知的財産を担当する行政機関は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の分野で知的財産権が発生したかどうかを検査し、発生した場合中央行政機関に通知するものとする。
- 8.3. 食品、農業、医学及び科学を担当する中央行政機関は、それぞれの担当する分野の遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関する倫理規定を起草し、本法9.4.2に従い、理事会によって精査させ承認する。
- 8.4. 政府の中央行政機関、及び本法8.3に規定されている中央行政機関は、名古屋議定書に規定されている遺伝資源の利用の監視ポイントとして機能するものとする。
- 8.5. 県と首都の環境部門は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関連し、以下の責任を果たす。
- 8.5.1. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する法律、及びそれに関連する決定の実施について、担当の地域で組織し、監視すること。
- 8.5.2. 本法10.3.2で指定された登録に基づいて、遺伝資源の地理的原産地証明書を14日以内に発行すること。
- 8.5.3. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の所有者と利用者間で締結された相互に合意する条件の実施を監視すること。
- 8.5.4. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識、及び生物文化記録を登録し、14営業日以内にこの法律の10.3で指定された情報データベースに登録する。
- 8.6. 国外の遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を利用する場合、その国の法律に従い許可を得ていること。
- 8.7. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の登録、保管、保護、利用及び開発のための資金は、以下の資金源で構成される。
- 8.7.1. 国及び地方の予算。
- 8.7.2. 国際組織の協力資金; 8.7.3 他の資金源。
- 8.8. 以下の費用は国の予算から賅われる。
- 8.8.1. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の登録情報データベース、遺伝子データベースの登録と維持。
- 8.8.2. 調査、分析、及び製品開発のサポート。
- 8.8.3. 講義、宣伝の企画。
- 8.8.4. 法律の実施の監視。

## 9 第9条 遺伝資源及び遺伝資源の伝統的知識に関する専門評議会

- 9.1. 中央行政機関は、専門的な結論や勧告を出す責任を負う独立した非常勤の専門家評議会（以下「専門家評議会」と呼ぶ）を持つものとする。
- 9.2. 自然環境を担当する政府のメンバーは、専門評議会の憲章を承認し、そのメンバーを任命、解任する。
- 9.3. 専門評議会のメンバーには、関連する分野の研究者、事業体、組織、政府及び非政府組織の代表者が含まれるものとする。
- 9.4. 専門評議会は次の役割を担う。
- 9.4.1. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する法律の改善のため提案を行うこと。
- 9.4.2. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する生物文化記録、及び本法8.3で指定された中央行政機関によって承認された倫理規定の草案に精通し、勧告を行う。
- 9.4.3. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の営利目的での利用、生物探査の実施、研究に関する申請を検討すること。
- 9.4.4. ライセンス所有者の調査の結果を把握し、結論を出すこと。
- 9.4.5. 本法16.1に規定されている相互に合意する条件の履行を監視し、結論を出すこと。
- 9.4.6. 遺伝資源に関連する伝統的知識の所有者を特定することについて結論を出すこと。
- 9.5. 専門評議会のメンバーは、関連する法律に従い職務の範囲内で取得した情報の機密性を維持しなければならないが、本法9.4.3、9.4.4、9.4.5、9.4.6で指定された調査の結果と文書を確認する前に、利益に関する宣言書に記入する義務がある。

## 第3章

### 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の登録及び保護

## 10 第10条 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の登録と情報データベース

- 10.1. 中央行政機関は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の登録簿と情報データベース（以下「情報データベース」という）を持たなければならない。
- 10.2. 情報データベースは、環境保護法第35条に定める情報データベースの一部とする。
- 10.3. 情報データベースは、次のサブデータベースで構成される。
- 10.3.1. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の情報データベース。
  - 10.3.2. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関するデジタル登録情報。
  - 10.3.3. デジタル遺伝子データベース；
  - 10.3.4. その他の関連情報。
- 10.4. 本法10.3.2に規定されている利用に関するデジタル登録は、国際情報交換センターに連携される。
- 10.5. 自然環境を担当する閣僚は、本法の10.1に規定されている情報データベースの登録、維持、利用、保存、保護の手順、及び情報データベースの構成要素のリストと登録フォームのリストを承認する。
- 10.6. 市民及び法人は、自身の保有する遺伝資源に関連する伝統的知識を、本、経典、研究論文、原稿、口頭情報、及びその他の同様の電子情報の形式で情報データベースに登録し保管させる事ができる。
- 10.7. 本法の10.6に規定されている者が、遺伝資源に関連する伝統的知識を情報データベースに登録しており、所有者として特定された場合、利益を得る権利を有するものとする。
- 10.8. 本法の10.6に規定されている登録を確認する証明書は、中央行政機関、県及び首都環境局によって電子形式または紙の形式で発行されるものとする。

#### 11 第11条 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の保存と保護

- 11.1. 遺伝資源を含む植物、動物及び微生物を、生育環境の保存、家畜化、移植、再生、栽培、遺伝子データベースや動植物園の確立によって保護しなければならない。
- 11.2. 中央行政機関は、県及び首都環境局と協力し、遺伝資源に関連する伝統的知識の探査、調査を組織し、情報データベースに登録して保護する。
- 11.3. 非常に希少で絶滅の危機に瀕している植物は、産業目的で利用する場合栽培する。
- 11.4. 中央行政機関は、市民及び法人によって提出された遺伝資源に関連する伝統的知識に関し、本法の10.6に指定された情報の機密性を維持するものとする。

#### 12 第12条 遺伝子データベース

- 12.1. 遺伝子データベースに含まれる遺伝素材と物理的ストック、及びそのデジタルデータベースを、この分野の基礎研究を行う自然環境を担当する中央行政機関によって認可された大学と研究機関が、各分野に従い担当する。
- 12.2. 遺伝子データベースを担当する機関は、自身の遺伝子データベース内の遺伝素材に関する情報を、本法10.3.3に定めるデジタルデータベースに反映する。
- 12.3. 自然環境、教育、科学を担当する政府のメンバーは、遺伝子データベースの確立、データの充実のため、登録、保存保護、配布、交換の手順、及び遺伝子データベースに関する規則を共同で承認するものとする。
- 12.4. 遺伝子データベースの保管基準は、中央行政機関が作成し、管轄当局によって承認される。

### 第四章

#### 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用

#### 13 第13条 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を利用する者

- 13.1. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関するライセンスを、以下の者（以下「申請者」とする）に発行する。
- 13.1.1. モンゴルで登録されている法人。
  - 13.1.2. 本法の13.1.1に規定されている法人に外資系である場合、国内投資額が51パーセント以上でなければならない。
  - 13.1.3. 国内の研究機関と協力協定を結んでいる国外の法人。

#### 14 第14条 事前の同意

- 14.1. 遺伝資源に関連する伝統的知識を利用する場合、申請者は、遺伝資源に関連する伝統的知識の保有者から事前の同意を得るものとする。
- 14.2. 本法の6.3に従い、国が遺伝資源に関連する伝統的な知識の所有者である場合、事前の同意は不要とする。
- 14.3. 本法の14.2に規定されている事前の同意を取得しない場合でも、本法の10.3.2に規定されている利用に関する電子登録への登録義務は免除されない。
- 14.4. 事前の同意を得る前に、申請者は地域社会の生物文化記録を把握し、遺伝資源に関連する伝統的な知識の価値と利点について所有者に説明する。
- 14.5. 自然環境を担当する政府のメンバーは、遺伝資源に関連する伝統的知識の所有者の決定、及び遺伝資源に関連する伝統的知識を利用するための事前の同意を取得するための手順、生物文化記録を作成するための方法を承認する。
- 14.6. 申請者は、生物文化記録を把握し、遺伝資源に関連する伝統的知識の保有者から事前の同意を得ることにより、本法の16.1に規定された相互に合意する条件を締結する権利を有するものとする。

## 15 第15条 ライセンスの発行と取り消し

- 15.1. 本法の13.1に規定されている者は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を研究及び営利目的で利用するよう中央行政機関に申請する際、以下の文書を添付するものとする。
  - 15.1.1. 本法の16.1.2で指定されている情報、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する案内書。
  - 15.1.2. 法人証明書のコピー。
  - 15.1.3. 法人の案内書。
  - 15.1.4. 国外の法人である場合、国内の法人と結んだ協力協定。
  - 15.1.5. 本法の10.3.2で指定された利用に関する電子登録に登録したことを示す証明書類。
  - 15.1.6. 本法の14.1で指定された事前の同意。
  - 15.1.7. 本法の8.1.2で指定されている地理的な原産地証明。
  - 15.1.8. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を保存及び保護し、環境への悪影響を防ぐための対策の案内書。
- 15.2. 食品及び農業用植物の遺伝資源に関し、国際条約で指定されているモンゴル国内の植物食品及び飼料の目的のための植物の利用については、ライセンスの取得は不要である。
- 15.3. 大学及び研究機関は、科学技術法の3.1.3に規定された基礎研究をモンゴルの領土内で実施する場合、この法律に規定されたライセンスを必要としないものとする。
- 15.4. 本法の15.3に規定された研究作業の開始前に、関係する情報を本法の10.3.2に指定された利用に関する電子登録に登録する必要があり、研究作業の結果は半年ごとに更新され、本法の10.1で指定された情報データベースに報告されるものとする。
- 15.5. 中央行政機関は、本法の第15条に定められた要件を満たす申請者にライセンスを発行する際、専門評議会の結論に基づいて21営業日以内に決定するものとする。
- 15.6. 動植物の生物資源の準備の許可については、自然植物法、森林法及び動物法によって規制されるものとする。
- 15.7. 中央行政機関は、以下の理由でライセンスを取り消す。
  - 15.7.1. 専門評議会が、ライセンス所有者の相互に合意する条件の履行が不十分であると結論付けた場合。
  - 15.7.2. 本法の15.1.4に規定されている協力協定が解除または終了した場合。
  - 15.7.3. ライセンス所有者が申請した場合。
  - 15.7.4. 法人が破産した場合。
  - 15.7.5. ライセンス所有者が、遺伝資源の利用に関し指定された割合、物量を超えている、あるいは法的義務を果たしていない場合。
- 15.8. 研究成果を営利目的で利用する場合、新たに申請しライセンスを取得する必要がある。
- 15.9. 本法の施行前に、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を研究及び営利目的で利用している法人は、本法の13.1に従い、ライセンスの申請を180日以内に中央行政機関に提出する。
- 15.10. 本法の15.9に規定された期間内に、中央行政機関に申請を提出しなかった場合、ライセンスなしで遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を利用したものとみなされる。
- 15.11. ライセンスを他人に譲渡することは禁止する。
- 15.12. ライセンス証明書は、国際的に認められた適合する証明書であり、該当の遺伝資源の利用の合法性を監視するためのツールである。

**16 第16条 相互に合意する条件**

- 16.1. ライセンス保有者は、中央行政機関または該当の遺伝資源に関連する伝統的知識の保有者と相互に合意する条件を締結するものとし、これには以下の条件が含まれる。
- 16.1.1. 契約の目的と期間。
  - 16.1.2. 遺伝資源の利用目的、意図、植物、動物、微生物の学名、または微生物の発生源、分類名、細胞データベース番号、研究から生じる知的財産権の条件。
  - 16.1.3. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用目的と意図、及び研究結果から生じる知的財産権の条件。
  - 16.1.4. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用条件。
  - 16.1.5. 遺伝資源素材移転契約。
  - 16.1.6. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の保存と保護のための条件と計画。
  - 16.1.7. 16.1.7 紛争解決の取り決め。
  - 16.1.8. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の所有者が、利用により得られた利益を得るための条件。
- 16.2. ライセンス所有者は、相互に合意する条件のコピーを中央行政機関に提出するものとする。

**17 第17条 遺伝資源の国境通過許可**

- 17.1. 遺伝資源がモンゴルの国境を通過する際、本法の17.2に定める手続きに従い、中央行政機関の承認を得なければならない。
- 17.2. 自然環境を担当する政府のメンバーは、遺伝資源のモンゴルの輸出入に関する手続きを承認するものとする。
- 17.3. 微生物は、培養の形でのみモンゴルの国境通過が許される。
- 17.4. 遺伝資源がモンゴルの国境を通過する場合、遺伝資源の本体、または同じ割合の種類、同じレベルが明確にされたサンプルが、遺伝子データベースに保存されなければならない。

**18 第18条 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益**

- 18.1. ライセンス取得者は、民法の88.1、88.2、及び88.3の規定に従い、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用により生じる利益をその保有者に提供するものとする。
- 18.2. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を利用による利益は、金銭的または非金銭的な形式がある。
- 18.3. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による金銭的な利益は、研究開発により生産された製品の販売による売上、ライセンス料、知的財産権の共有、及びその他の形態が含まれる。
- 18.4. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による非金銭的利益は、以下の支援形態で得る事ができる。
- 18.4.1. 共同研究開発;
  - 18.4.2. 能力開発;
  - 18.4.3. 技術提供、機器の供給。
  - 18.4.4. 知的財産権の共有。
  - 18.4.5. 関連する国際協定で指定されているその他の形式。
- 18.5. 本法の16.1に規定されている契約の当事者双方は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から得られる利益を金銭的あるいは非金銭的な形式で享受することについて合意の上、契約に明示する。

**19 第19条 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用料**

- 19.1. 動植物資源の利用料は、天然資源利用料法により規制されるものとする。
- 19.2. 本法の第15条に規定されているライセンス料、及び本法の17.3に規定されている国境通過時の微生物の培養数に基づき国の印紙税として法律に規定されている料金を支払う。
- 19.3. ライセンス所有者は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関する利益の料金を支払う。
- 19.4. 本法の19.3に定める支払額、及びその支払手続は法令により定めるものとする。

## 第5章

### その他

#### 20 第20条 情報とレポートの発行

20.1. ライセンス所有者は、次の情報とレポートを次の期間内に中央行政機関に提出するものとする。

20.1.1. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関する年次報告書を翌年の2月10日までに提出。

20.1.2. 情報データベースに入る情報を随時提出。

#### 21 第21条 遺伝資源の国境通過時の税関監査

21.1. 税関検査官は、遺伝資源が国境を通過する際以下の監査を行う。

21.1.1. モンゴル国境を通過する遺伝資源が本法第10条に定める情報データベースに登録されているかどうかを確認し、遺伝資源が国境を越えた日時、及び関連情報を情報データベースに入力する。

21.1.2. 遺伝資源がモンゴル国境通過する際の規制に定められた要件を満たしているか否か。

#### 22 第22条 法律違反者の負う責任

22.1. 本法に違反した個人及び法人は、刑法及び違反法に規定された責任を負うものとする。

22.2. 本法に違反した役人の行動が犯罪に関わるものでない場合、公務員法に従って責任を負うものとする。

#### 23 第23条 法の発効

23.1. この法律は2022年6月1日に発効するものとする。

モンゴル国議会議長 G.ZANDANSHATAR